東京都立大学南大沢キャンパス研究指針

(人文科学研究科)

1. 目的

この指針は、東京都立大学南大沢キャンパス(以下「本キャンパス」という)に所属する研究者が研究代表者となる、人を被調査者・研究参加者(以下「参加者」という)とする研究を計画・実施する際に遵守すべき事項を示し、適切な研究を実施することを促すことを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、本キャンパスに所属する研究者が研究代表者となる日本国内で実施する以下の研究に適用する。

- 1. 定量的社会調査研究(統計学的調査、世論調査、市場調査、行政調査、医療・福祉調査、教育調査、企業調査など)と歴史資料調査および考古学調査など。
- 2. フィールドにおける定性的調査研究。
- 3. 授業における実践研究。
- 4. 人を参加者とする実験研究。

海外における研究においては、現地の倫理・道徳・慣習に従って研究を行わなければならない。

3. 研究者の責任

- A) 研究者は、人間の尊厳を重んじ、基本的人権に配慮しなくてはならない。研究者は参加者の権利と福祉を保護する責任と、そして、これを保障するためにできる限りの措置を執る責任を認識し、その責任を負わなくてはならない。
- B) 研究者は、参加者の性・信条・年齢・学歴・地位・障害の有無・人種 (レイス)、民族、その他にもとづく差別的な扱いや言動、ハラスメントを行ってはならない。
- C) 研究者は、研究に用いる素材・題材・教材・機材の使用、質問項目の選定など、データの収集や利用において、参加者のプライバシーに不必要に侵入しないように、また、身体的・精神的負担および苦痛を最小限にするように配慮しなければならない。
- D) 研究者は、研究の計画・申請・実施・報告等、研究の全ての過程において、改ざん・ねつ造・偽造・盗用等の不正行為を行ってはならず、関連する国内外の法令や学内規則などを遵守しなくてはならない。
- E) 研究者は、収集したデータの管理について、責任を負わなくてはならない。ただし、 収集したデータを図書館やデータ・アーカイブなどの機関に寄贈した際には、この責 任は消失する。
- F) 研究者は、個人の収益等、研究に係る利益相反について、明確にしなくてはならない。

4. 研究計画書と倫理審査申請書の提出

A) 研究者は規定の手続きにしたがって、研究計画書と倫理審査申請書とチェックリスト を提出し、東京都立大学南大沢キャンパス研究倫理委員会(以下、「委員会」という。) の承認をうけなくてはならない。

5. 研究の途中での報告義務

A) 研究の実施方法や実施期間が変更された場合には、すみやかに変更点を委員会に報告

し、委員会の承認を受けなくてはならない。

B) 研究の実施中に、予期しない事故・故障が生じたときには、すみやかに委員会に報告 しなくてはならない。

6. 委員会の決定の遵守

A) 研究者は委員会の決定や勧告にしたがわなくてはならない。

7. プライバシー侵害の最小化

- A) 研究者は、参加者がプライバシーを保護される権利を有していることを尊重し、秘密 保持を第一の義務としなくてはならない。
- B) 研究者は、文章化されたものコンピュータ化されたものを問わず、自分の支配下にある記録の作成、保管、分析、アクセス、移管および破棄にあたって、秘密を適切に保持しなくてはならない。
- C) 研究者は参加者に対して、どのような形でデータが共有され使用されるかについて伝達しなくてはならない。また、個人が識別できる(その人が誰だかわかる)研究データが将来も使われる可能性がある場合や、研究者自身が知らない間に将来使用される可能性がある場合には、その可能性についても伝達しなくてはならない。
- D) 計画書に参加者のプライバシーの侵害を最小化するために実施する措置を含めなく てはならない。

8. 参加者への参加の見返りとしての報酬の提供

- A) 研究者は、研究への参加の承認を得るにあたって、参加の強制を引き起こす可能性が ある過剰または不適切な経済的その他の報酬を提供してはならない。
- B) 研究者は、参加者への参加の見返りとなる報酬の有無およびその金額を倫理審査申請 書に明記するとともに、その原資を含めて、計画書に含めなければならない。

9. 参加者に対する研究情報の提供

- A) 研究者は、参加者に、研究の種類、性格、結果、その研究の結論について適切な情報 を得る機会を迅速に提供し、また参加者が持つ可能性のある誤解について、それを解 くように努力しなくてはならない。
- B) もし学問的または人道的価値が、この情報の伝達を保留したり遅らせたりすることを 正当化する場合には、研究者はそれによって生じるリスクを減じるために、理にかな った手段を講じなくてはならない。
- C) 研究者は、特別な事情のない限り、参加者が研究参加後に研究者に連絡が取れる手段 を提供しなくてはならない。
- D) 計画書には参加者に対して行う研究情報の提供に関する情報を含めなくてはならない。

10. 研究計画書の作成

- A) 研究者は申請する研究の詳細を記述した研究計画書を作成しなくてはならない。計画 書において、参加者になりうる人の権利と福祉の適切な保護の措置をし、関連法規に 適合することを保証する必要がある。
- B) 研究者は計画書を作成する際に、研究の倫理性について十分考慮し、倫理問題がはっきりしない場合は、専門家の意見を求め、委員会の助言を求めることにより解決をはからなければならない。

- C) 研究者は、参加者にとり予期されるリスクについて十分に考慮し、リスクを最小化する措置を講じなくてはならない。計画書に想定されるリスクとベネフィット、また、リスクを最小化するために講じられる処置を含めなくてはならない。
- D) 研究者は、リスクが含まれる場合、そのような障害が生じた場合の、補償や医学的処置について措置をしておき、計画書にその内容を含めなくてはならない。
- E) 研究者は計画書および申請書に参加者のプライバシーの侵害を最小化するために実施する措置を含めなくてはならない。
- F) 研究者は計画書にインフォームド・コンセントの実施方法を含めなくてはならない。
- G) 研究者は研究計画書に研究期間及び主な研究実施・調査対象場所を含めなくてはならない。
- H) 研究者は外部資金からの助成を受けて研究を行っている場合には、そのことを明記しなくてはならない。
- I) 授業における実践研究の場合、研究者は計画書に対象となる授業とその研究の関連に ついて明記しなくてはならない。

11. インフォームド・コンセントの取得(授業における実践研究を除く)

- A) 研究を実施する以前に参加者との間で合意を交わす必要がある。これは研究の種類、 性格を明確にし、それぞれの責任をはっきりさせるためである。
- B) 委員会で承認されない限り、研究者は以下のような条件を持つ合法的なインフォームド・コンセントを取得する必要がある。
 - (a) 参加者から取得すること。参加者が判断できない場合には、参加者に代わり得る 責任のあるものの判断を求め、そのものから取得すること。
 - (b) インフォームド・コンセントの対象となる参加者および代理人が理解可能な形であること。
 - (c) 参加・不参加について判断する十分な機会を与えること。
 - (d) 参加者が顕名の状態でデータを収集する研究においては、参加者または参加者の 代理となるものによる自筆のサインを求めること。ネットワーク等による研究の 場合には、認証により自筆のサインの代替とすることができる。
 - (e) 参加者が完全に匿名の状態でデータを収集する研究においては、質問項目への自主的な回答をもってインフォームド・コンセントの取得とみなすことができる。 ただし、このことを参加者に対してあらかじめ明示しなくてはならない。
- C) 委員会で承認されない限り、インフォームド・コンセントの取得の際に研究者は参加 者に対して以下の情報を提供しなくてはならない。
 - (a) 研究代表者の所属・氏名・連絡先と研究分担者の所属・氏名。研究や参加者の権利に関連する質問に答えうる倫理責任者の所属・氏名・連絡先。
 - (b) 研究であること、研究の目的、予想される参加期間、従うこととなる手続き。
 - (c) 参加者の匿名性がどの程度守られるかについての情報。
 - (d) 参加者が経験すると予期されるリスクと不快がある場合にはその情報。
 - (e) 研究から得られると予期される参加者およびその他の人に対するベネフィットが ある場合にはその情報。
 - (f) リスクが含まれる場合には、そのような障害が生じた場合、補償や医学的処置が とられうるか。そしてそれがどのような補償/医学的処置であるのか。
 - (g) 研究参加が自発的なものであり、参加を拒否することによりペナルティーが与えられたり利益の侵害を受けたりすることがないこと。ペナルティーが与えられたり利益の侵害を受けたりすることなしに、研究のどの段階においても研究を離脱

する権利を有すること。

- (h) 参加者にとって利益となるかもしれない別の手続きや処置がある場合には、その情報。
- (i) 研究データが研究の伝達した目的と異なった形で使用する可能性や、研究者自身 が知らない間に将来使用される可能性があるとすれば、その情報。
- (j) 研究が営利団体からの助成を受けている場合には、その情報。
- D) 上記 C)項の規定の形式以外の形でインフォームド・コンセントを取得する場合には、研究者自身が所属する学会の規定に従わなくてはならない。その際には、自分が所属するいかなる学会の定めるインフォームド・コンセントの規定に従うのか、研究計画書に明記するとともに、その規定を提出しなくてはならない。
- E) 研究に参加することが授業のコースで要求されていたり、余分の単位取得の機会だったりする場合、研究に参加しなかった人の場合にもそれと代替のものを選ぶ機会を与えなくてはならない。
- F) どのような形態にせよ参加者の記録をとるときには、撮影の前に同意を得なくてはならない。ただし、研究が公の場所の単純な自然観察で、うつされた人の個人的アイデンティティが判明する可能性が無く、うつされた人に害を及ぼす可能性がない形で記録が使用される場合は除外する。

12. 授業における実践研究におけるインフォームド・コンセントの取得

- A) 授業への登録前とデータの使用以前に参加者との間で合意を交わす必要がある。これは研究の種類、性格を明確にし、それぞれの責任をはっきりさせるためである。
- B) 委員会で承認されない限り、授業への登録前とデータの使用以前に、研究者は以下のような条件を持つ合法的なインフォームド・コンセントを取得する必要がある。
 - (a) 参加者から取得すること。参加者が判断できない場合には、参加者に代わり得る 責任のあるものの判断を求め、そのものから取得すること。
 - (b) インフォームド・コンセントの対象となる参加者および代理人が理解可能な形であること。
 - (c) 授業への参加・不参加およびデータの使用の許否について判断する十分な機会を 与えること。
 - (d) 授業の登録前のインフォームド・コンセントの取得は、以下の C)項の情報を伝えていれば、授業への登録を持って替えることができる。
 - (e) データの使用以前のインフォームド・コンセントの取得は、参加者または参加者 の代理となるものによる自筆のサインを求めること。ネットワーク等による研究 の場合には、認証により自筆のサインの代替とすることができる。
- C) 委員会で承認されない限り、参加者の授業への登録前に以下の情報を伝えた上で、インフォームド・コンセントを取得しなくてはならない。
 - (a) 授業実施者の所属・氏名・連絡先。研究代表者の所属・氏名・連絡先。
 - (b) 授業の中での活動や評価が研究として使用される可能性のあること。
 - (c) 授業の評価とデータの使用の許否が無関係であること。
- D) 委員会で承認されない限り、データの使用以前に以下の情報を伝えた上で、インフォームド・コンセントを取得しなくてはならない。
 - (a) 研究代表者の所属・氏名・連絡先と研究分担者の所属・氏名。研究や参加者の権利に関連する質問に答えうる倫理責任者の所属・氏名・連絡先。
 - (b) 研究であること、研究の目的、当該授業との関係、予想される参加期間、従うこととなる手続き。

- (c) 参加者の匿名性がどの程度守られるかについての情報。
- (d) 参加者が経験すると予期されるリスクと不快がある場合にはその情報。
- (e) 研究から得られると予期される参加者およびその他の人に対するベネフィットが ある場合にはその情報。
- (f) リスクが含まれる場合には、そのような障害が生じた場合、補償や医学的処置が とられうるか。そしてそれがどのような補償/医学的処置であるのか。
- (g) データの使用の許可は自発的なものであり、使用を拒否することにより、成績評価において不利益が与えられるなどのペナルティーが与えられたり利益の侵害を受けたりすることがないこと。ペナルティーが与えられたり利益の侵害を受けたりすることなしに、研究のどの段階においてもデータの使用を拒否する権利を有すること。
- (h) 参加者にとって利益となるかもしれない別の手続きや処置がある場合には、その 情報。
- (i) 研究データが研究の伝達した目的と異なった形で使用する可能性や、研究者自身 が知らない間に将来使用される可能性があるとすれば、その情報。
- (j) 研究が営利団体からの助成を受けている場合には、その情報。
- E) どのような形態にせよ参加者の記録をとるときには、撮影の前に同意を得なくてはならない。ただし、研究が公の場所の単純な自然観察で、うつされた人の個人的アイデンティティが判明する可能性が無く,うつされた人に害を及ぼす可能性がない形で記録が使用される場合は除外する。

13. 定量的社会調査研究における遵守事項

- A) 【管理者等の指示尊重】資料収集、閲覧、標本抽出、資料の複写等に関しては、管理 者等の指示を尊重し、調査目的を逸脱した行動をとってはならない。
- B) 【必要事項の明記】研究計画書及び調査報告書には、必要に応じて次の事項及びその 他の事項を明記するものとする。
 - (a) 調査目的
 - (b) 調査実施者(及び調査依頼者)
 - (c) 調査対象(者又は物)
 - (d) 調査の実施時期
 - (e) 調査の地域(又は場所)
 - (f) 母集団の概要
 - (g) サンプリング・デザイン
 - (h) 標本数
 - (i) データの収集方法
 - (i) 回収率
 - (k) 質問票(又は調査票)
- C) 【調査上の契約遵守】調査実施者及び調査依頼者は、共に協力して調査上の契約及び 本研究倫理指針を遵守しなければならない。
- D) 【保護責任者の承諾】調査対象者が15歳以下である場合には、保護者又は学校長等 の責任ある成人の承諾を得なければならない。
- E) 【記録機材等の使用】記録機材等を用いる場合には、原則として調査対象者又は管理 責任者の了解を得なければならない。調査対象者又は管理責任者から要請があった場 合には、当該部分の記録を廃棄又は削除しなければならない。
- F) 【環境・文化の保全】調査実施者は、対象となる地域の環境保全に努めると共に、地

域の歴史・文化を尊重しなければならない。

- G) 【史資料・記録の保存・管理】調査実施者は、調査によって得られた成果、史資料、 記録等の適正な保存・管理に努めなければならない。
- H) 【社会的信頼失墜行為の禁止】研究者は、研究活動において、調査対象者、情報提供者、教員相互、学生及びその他に対して、言語・行動の上において、社会的に非難されるような行為をしてはならない。

14. 実験研究でデセプションを使用する際の遵守事項

- A) その研究においてデセプションを用いることが、予測される学問的、教育的、または 応用的価値の視点から正当化され、デセプションを用いない他の代替手続が同じ程度 には有効ではないと判断される場合以外には、研究者はデセプションを用いた研究を 行なってはならない。
- B) 研究者は、参加者が研究に自発的に参加する気持ちに影響を与えるような重要な側面、 たとえば身体的リスク、不快感、不愉快な情動体験などについて、参加者を欺瞞して はならない。
- C) 研究計画と実施施行にあたって欠かせない部分であるその他のデセプションについては、参加者に対してできるだけ早い時期に説明されなければならない。できれば実験参加者の参加が終了した時期が望ましく、その研究自体の終了後であってはならない。
- D) 計画書には C)項の説明の実施手続きを含めなければならない。